委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| 担 当 課 | 市民協働部 文化スポーツ課 |
|-------------------|---|
| 委託業務番号 | 令和5年度 長文ス第22号 |
| 委託業務名称 | 長浜市スポーツ振興事業委託 |
| 委託業務場所 | 長浜市宮司町 |
| 業務の概要 | (事業) ・ながはまスポーツ夢プロジェクト事業 ・長浜市陸上競技大会開催事業 ・長浜市駅伝競走大会開催事業 (団体事務局事務) |
| | ・びわ湖長浜ツーデーマーチ実行委員会 ・長浜市あざいお市マラソン実行委員会 ・友好都市少年スポーツ交流実行委員会 ・長浜市スポーツ協会 ・長浜市スポーツ少年団 |
| 履行期間 | 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 |
| 契約年月日 | 令和5年4月1日 |
| 契約額(税込) | 28,926,700円 |
| 契約の相手方 | [所在地又は住所] 長浜市大島町37番地 |
| | [商号又は名称] 公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団 理事長 堀川佳孝 |
| 契約相手方の 選 定 理 由 | (公財)長浜文化スポーツ振興事業団は、従来から長浜市スポーツ協会等のスポーツ 関係団体の事務局を適正に担っており、今までの実績により強いつながりと信頼があ る。また、長浜市陸上競技大会や長浜市あざいお市マラソン等の事業を実施する実行 委員会の事務局を適正に行ってきたことで実績とノウハウがあり、スポーツ振興事業を 効率的かつ円滑に実施できるため。 |
| | 地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に〇印) |
| | 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸 (1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えない ものをするとき。 |
| 根拠規定 | 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2)加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は 目的が競争入札に適しないものをするとき。 |
| | (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 |
| | (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 |
| | (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 |
| | (8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 |
| | (9) 落札者が契約を締結しないとき。 |